

大阪府私立高等学校等TOEFL iBTチャレンジ支援費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、TOEFL iBTチャレンジ支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)

第10条の規定に基づき、府が予算の定めるところにより、実施要綱第5条の規定による「支援校」を設置する者(以下「設置者」という。)に対し、大阪府私立高等学校等TOEFL iBTチャレンジ支援費補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長(以下「教育長」という。)」と読み替えるものとする。

(補助の対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第3条に定める経費であって、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第10条で規定する別表第1(資金収支計算書記載科目)に掲げる科目のうち、教育研究経費支出の科目で支出する経費とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類を、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 要件確認申立書(様式第1号の2)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第1号の3)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、配当を受けた予算の範囲内において、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、補助金の交付の申請をした設置者に対し通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当すること。
- (2) 補助金の交付を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存すること。
- (3) 補助事業の執行状況についての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。

(事業内容の変更等)

第6条 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により、補助事業内容変更承認申請書(様式第2号)を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更をきたすことがない場合はこの限りではない。

2 補助事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定により、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を教育長に提出し、

承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告にあたっては、補助事業実績報告書（様式第4号）及び補助事業実績報告内訳書（様式第4号の2）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に教育長に提出することにより行われなければならない。

（補助金の交付）

第9条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月14日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。